全国健康保険協会　御中

ビキニ労災訴訟裁判―高知地裁での応訴を求めます

来る 2021 年 1 月 22 日、核兵器禁止条約が発効し、国際規範となります。同条約第 6 条は、「締約各国は、核兵器の使用や実験に伴って悪影響を受けた管轄下の個人に関し国際人道・人権法に従って十分な支援で救済すること」を求めています。

1954 年にアメリカが行ったビキニ環礁水爆実験で被ばくした高知県の元船員 4 名と遺族 8 名が、2020 年 3 月 30 日、貴協会を被告として、労災申請を不承認などとした行政処分の取消し等を求める裁判を高知地裁に提訴しました。しかし、貴協会が、裁判の管轄は東京地裁だとして同地裁への移送を申し立てたことで、現在も、どこで裁判をするか(管轄)について係争中です。

元船員は、被ばくから 60 年余りが経過しているにかかわらず、この間、必要な健康診断や救済措置を何ら受けられていません。彼らに残された時間は長くなく、一日も早い救済が求められている裁判です。

しかし、元船員 4 名は、高知県内在住で、高齢で持病を抱えており、東京地裁に出廷することなど到底できません。そのため、裁判が東京地裁で行われることとなると、裁判を進めて行くことが極めて困難となります。

そこで、貴協会において、東京地裁への移送申立てを撤回し、高知地裁での裁判に応訴されることを強く求めます。

名　　前	住　　所

署名は全国健康保険協会への要望以外には用いません。

ビキニ労災訴訟を支援する会

連絡先　高知市丸ノ内 2-1-10　高知城ホール３Ｆ　高知県原水協　088-875-3917